

公益社団法人栃木県観光物産協会ホームページ広告掲載規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人栃木県観光物産協会（以下「協会」という。）が管理するホームページ「とちぎ旅ネット」（以下「協会ホームページ」という。）への広告掲載について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、「広告」とは、文字又は画像で表示された情報で、協会ホームページへの広告掲載の選定を受けた者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するもの及び記事掲載によるものをいう。

(掲載を不適とする要件)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合には、広告を掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 政治に関するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 社会問題についての主義主張
- (5) 誇大表示、不当表示など表現方法が不適切であると認められるもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 個人の名刺広告
- (7) その他広告媒体に掲載する広告として会長が不適当と認めるもの

2 前項に定めるもののほか、次の各号に定めるものは掲載しないものとする。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
 - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
 - エ 協会の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
 - オ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - カ 非科学的又は迷信に類するもので、県民に不安を与えるおそれのあるもの
 - キ 社会的に不適切なもの
 - ク 国内世論が大きく分かれているもの
- (2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 射幸心を著しくあおる表現のもの
 - イ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - ウ 責任の所在が明確でないもの
- (3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの
 - イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現のもの
 - ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現のもの

- エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
- オ ギャンブル等を肯定するもの
- カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(規制業種又は事業者)

第4条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融に係る事業者
- (4) ギャンブルに係る事業者
- (5) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (6) 各種法令に違反している事業者
- (7) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (8) その他前各号以外で、社会問題を起こしている業種や事業者

(広告の禁止表現)

第5条 次の各号に掲げるものを広告の禁止表現とし、各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

- (1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの
- (2) 実際には機能しないもの
- (3) 広告の表現及び配色で、閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの
- (4) その他広告の表現として適当でないと協会が認めるもの

(広告の種類、規格等)

第6条 広告の種類は、バナー広告および記事広告とする。

2 バナー広告の規格等は、次のとおりとする。

- (1) サイズ：縦60ピクセル×横200ピクセル
- (2) データ容量：15KB以下
- (3) 形式：GIF、JPEG

3 記事広告の規格等は、別表のとおりとする。

(広告の掲載期間及び継続)

第7条 バナー広告を掲載する期間は、原則として1か月単位とする。ただし、1か月を超える期間（最長1年間まで）の広告掲載申込みがあった場合は、協会の会計年度内（4月1日から3月31日）に限り、その期間を掲載期間とすることができる。

記事広告を掲載する期間は、別表のとおりとする。

- 2 広告の掲載を開始する日（以下「広告掲載開始日」という。）について、バナー広告は原則として当該広告を掲載する月の初日とする。記事広告の広告掲載開始日は、記事内容等により広告主と協議のうえ決定するものとする。
- 3 広告の掲載を終了する日（以下「広告掲載終了日」という。）について、バナー広告は原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。記事広告の広告掲載終了日は、記事内容等により広告主と協議のうえ決定するものとする。
- 4 第2項及び第3項の規定にかかわらず、広告掲載開始日又は広告掲載終了日が日曜日、土曜日、

国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に基づく休日又は 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日に当たる場合は、協会が別に定めるものとする。

5 広告掲載は、広告主からの申し出がない限り、自動継続するものとする。

（広告掲載の募集方法）

第 8 条 広告は、協会ホームページ等により募集するものとする。

2 前項の規定による募集は、バナー広告は広告の枠を新たに設定したとき、又は広告の枠に空きが生じたときに行うことができるものとし、記事広告は随時行うものとする。

（広告掲載の申込み）

第 9 条 広告の掲載を希望する者は、バナー広告においては「公益社団法人栃木県観光物産協会 バナー広告申込書」（様式第 1 号）、記事広告においては「公益社団法人栃木県観光物産協会 記事広告申込書」（様式第 2 号）により、協会が指定する日までに、申し込みを行うものとする。

但し、広告主と申込書に記載する者が異なる場合には、広告主からの委任状を提出するものとする。

（広告掲載の決定）

第 10 条 協会は、前条の規定により申し込まれた広告について、第 3 条から第 5 条に規定する不適要件に該当しないかどうかを審査の上、掲載の可否を決定する。

2 前項の規定により、掲載することと決定した広告については、次の各号によりその掲載順位を決定の上、掲載位置を決定する。

【バナー広告】

- (1) 協会の会員（入会后 1 年以上経過した者）
- (2) 県内に事業所等を有する企業又は自営業者、団体
- (3) 掲載希望月の総数の多いもの

【記事広告】

- (1) 申し込み順序の新しいもの
- (2) 県内に事業所等を有する企業又は自営業者、団体
- (3) 掲載希望月の総数の多いもの

3 前項の規定により順位の優劣を判断することができないときは、協会において抽選により順位を決定するものとする。

4 協会は、前各項の規定により掲載する広告及びその掲載位置を決定したときは、「公益社団法人栃木県観光物産協会ホームページ広告掲載（不掲載）通知書」（様式第 3 号）により、当該申込者に通知するものとする。

（広告原稿等の作成及び提出）

第 11 条 前条第 4 項の規定により広告掲載通知を受けた広告主は、バナー広告については、広告原稿の電子ファイルを、原則として広告掲載開始日から起算して 5 日前までの協会が指定した日までに、また、記事広告については、記事内容等により広告主と協議のうえ協会が指定した原稿等を、指定した日までに、協会が指定した場所に提出するものとする。

2 前項の規定により作成する広告原稿に関する経費は、広告主が負担するものとする。

3 協会は、第 1 項の規定により提出された広告原稿の内容が第 3 条から第 5 条の規定に反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告料)

第12条 バナー広告の掲載料及び記事広告の制作料・ページ組込料・掲載料は、別表の通りとする。

2 広告主は、前項の規定で定めた広告料を、原則として、協会が指定した日までに、協会が発行する請求書により一括前納するものとする。

(広告掲載の取消し)

第13条 協会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 第11条第1項の規定により指定した日までに広告原稿が提出されないとき

(2) 第12条第2項の規定により指定した日までに広告料が納付されないとき

(3) 第3条から第5条に定める掲載不適要件に当てはまると判断したとき

2 協会は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、当該広告主に対して理由を付してその旨を通知するものとする。

3 協会は、第1項の規定により広告掲載を取り消した場合で、既に広告料が納付されているときは、納付済みの広告料は広告主に返還しない。ただし、複数月の広告料を納付している場合は、広告掲載の取り消しを通知した日の属する月の翌月以降の月に係る掲載料を返還する。

4 前項の規定により返還する広告料には、利子を付さない。

(広告掲載の取下げ)

第14条 広告主は、自己の都合により、掲載中あるいは掲載予定の広告掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、速やかに書面により協会に申し出なければならない。

3 協会は、前項の規定により広告掲載の取下げを受理した場合で、既に広告料が納付されているときは、納付済みの広告料は広告主に返還しない。ただし、複数月の広告料を納付している場合は、広告掲載の取下げを受理した日の属する月の翌月以降の月に係る掲載料を返還する。

4 前項の規定により返還する広告料には、利子を付さない。

(広告掲載料の返還)

第15条 協会は、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった日数に応じて、第12条の規定により定める広告料に基づき、日割り計算により算出した金額を広告主に返還する。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が1か月単位につき1日未満の場合は、返還しないものとする。

2 前項の規定により返還する広告料には、利子を付さない。

(広告の変更)

第16条 広告主は、広告の掲載期間が複数月の場合は、当該広告の内容を原則として月単位で変更することができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、協会にあらかじめ協議するものとし、第11条第1項の規定に準じて広告原稿を作成し、提出するものとする。

3 前項の規定により広告を修正する場合には、第11条第2項及び3項の規定を準用するものとする。

(リンク先の変更)

第 17 条 広告主は、バナー広告のリンク先の変更を希望するときは、変更しようとする日から起算して 5 営業日前までに協会に届け出るものとする。

2 協会は、前項の規定による届出があった場合は、変更後のリンク先について、基準の規定に適合しているかを確認の上、リンク先を変更するものとする。

(広告主の責務)

第 18 条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他の広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(基準の適用)

第 19 条 第 3 条から第 5 条で定める基準は、広告主が指定したリンク先のホームページの内容についても適用するものとする。

(協議)

第 20 条 この規程に定めのない事項について疑義が生じた場合は、協会と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第 21 条 この規程に定める広告掲載に関する訴訟は、宇都宮地方裁判所に提訴するものとする。

(その他)

第 22 条 この規程に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、協会が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 20 年 5 月 30 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。